

自転車安全利用推進事業者制度実施要綱

平成 28 年 12 月 9 日付 28 青総交第 369 号

改正 平成 31 年 3 月 25 日付 30 青総総第 782 号

一部改正 令和 3 年 6 月 7 日付 3 都安総交第 384 号

改正 令和 4 年 3 月 16 日付 3 都安総総第 543 号

改正 令和 7 年 3 月 25 日付 6 生総総第 2818 号

(目的)

第 1 この要綱は、「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成 25 年東京都条例第 14 号。以下「条例」という。）に基づく自転車安全利用推進者の選任を初めとした取組を積極的に行っている自転車使用事業者及び特定事業者（以下「事業者」という。）を支援及び称揚するために実施する自転車安全利用推進事業者制度（以下「本制度」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 この実施要綱において、掲げる用語の定義は、それぞれ条例に定めるところによる。

(自転車安全利用推進者の役割等)

第 3 条例第 14 条の 2 の規定により事業者が選任した自転車安全利用推進者は、従業者が自転車を安全かつ適正に利用できるよう、必要な技能及び知識の習得に向けた研修の実施、情報の提供その他必要な措置を講じるものとする。

2 自転車安全利用推進者を選任した事業者は、自転車安全利用推進者が前項の役割を適切に果たせるよう、支援その他必要な措置を講じるものとする。

(自転車安全利用推進事業者の届出及び認定)

第 4 条例第 14 条の規定に基づき自転車安全利用推進者を選任している事業者であって、本制度による支援を希望する事業者は、別記様式第 1「自転車安全利用推進事業者届出書」（以下「届出書」という。）により、東京都都民安全総合対策本部長（以下「本部長」という。）に届け出なければならない。

2 前項の規定に関わらず、本制度による支援を希望する事業者であって、次の各号に掲げる項目に全て適合する者は、別記様式 1ー2「自転車安全利用推進事業者認定申請書」（以下「申請書」という。）により優良自転車安全利用推進事業者（以下「優良推進事業者」という。）として認定を申請することができる。

一 条例第 14 条の 2 の規定に基づき自転車安全利用推進者を選任していること。

- 二 毎年1回以上、自転車の安全利用に関する研修等を実施していること。
- 三 自転車の安全利用に関する規定を整備していること
- 3 本部長は、前項の申請を行った事業者が、前項各号に掲げる項目に全て適合すると認めた場合には、同事業者を優良推進事業者として認定する。
- 4 前3項の規定にかかわらず、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）及び代表者、役員、使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がある事業者は、本制度の対象としない。

（申請書記載事項の変更）

- 第5 第4第1項の規定により届出を行った事業者（以下「一般推進事業者」という。）及び優良推進事業者は、提出した届出書又は申請書の記載事項に変更が生じたときは、別記様式第2「変更届出書」により、速やかに本部長に届け出なければならない。

（安全利用推進事業者への支援）

- 第6 一般推進事業者及び優良推進事業者（以下「安全利用推進事業者」という。）は、都から次の各号に掲げる支援を受けることができる。
- 一 最新の交通情勢、東京都が実施するセミナーの実施案内等の定期的な情報提供
 - 二 東京都が実施するセミナーの優先的な受講
 - 三 安全利用推進事業者が行う研修への講師派遣等の支援
 - 四 自転車安全利用に関し東京都が定めるロゴマークの使用承認
 - 五 東京都都民安全総合対策本部（以下「本部」という。）の公式ホームページへの事業者名の掲載
 - 六 その他本部長が必要と認める支援
- 2 優良推進事業者は、前項に定める支援に加え、次の各号に掲げる支援を受けることができる。
- 一 本部の公式ホームページへの自転車安全利用に向けた取組状況の掲載
 - 二 優良推進事業者としてのロゴマークの使用承認

（研修等の報告）

- 第7 優良推進事業者は、別記様式第3「研修等実施報告書」により、毎年1回、研修その他自転車安全利用に関する取組状況を本部長に報告しなければならない。

（優良推進事業者の表彰）

- 第8 本部長は、優良推進事業者の内、次の各号に全て適合する者に対し、本部

長が別に定める表彰制度により、表彰を実施することができる。

- 一 優良推進事業者として5年以上取り組んでいること
- 二 自転車を利用して通勤する従業者に対し、駐輪場を確保していること、又は、自転車を利用して通勤している者が駐輪場を利用していることを書面等により確認していること
- 三 自転車を利用する従業者に対し、自転車用ヘルメットの着用及び損害賠償保険への加入を働きかけていること
- 四 自転車使用事業者にあつては、次のア～エに掲げる事項を実施していること
 - ア 事業用自転車に自転車用ヘルメットを備え付けること
 - イ 事業用自転車で起こした交通事故の損害を賠償できる保険に加入していること。
 - ウ 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例施行規則（平成25年東京都規則第47号）に基づく基準適合自転車を業務用自転車として利用していること。
 - エ 事業用自転車について「東京都自転車点検整備指針」に基づいた点検整備を行うこと。
- 五 地域の交通安全対策に積極的に協力していること

（調査）

第9 本部長は、第4及び第8の各号に掲げる項目を確認するため、事業者を訪問して調査を実施することができる。

（支援の打ち切り及び認定の取消し）

第10 本部長は、一般推進事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第6第1項に掲げる支援を打ち切ることができる。

- 一 届出書の記載内容に偽りがあったとき
 - 二 第4第4項に該当するに至ったとき
 - 三 自転車安全利用推進者を選任しないこととなったとき
 - 四 その他法令上又は社会通念上、支援を継続するに相応しくないと判断される事由があったとき
- 2 本部長は、優良推進事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、優良推進事業者としての認定を取り消すことができる。
- 一 申請書又は第7に定める報告書の記載内容に偽りがあったとき
 - 二 第4第4項に該当するに至ったとき
 - 三 自転車安全利用推進者を選任しないこととなったとき
 - 四 その他法令上又は社会通念上、支援を継続するに相応しくないと判断される事由があったとき
- 3 本部長は、優良推進事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、優良推進事業者としての認定を取り消すとともに、同事業者を一般推進事業者とすることができる。
- 一 第4第2項各号に掲げる項目に適合しないこととなったとき

二 第7に定める報告書を提出しないとき

(様式等)

第11 別記様式第1から別記様式第3については、必要事項を満たす限り変更して使用することを妨げないものとする。

(事務処理)

第12 自転車安全利用推進事業者制度に関する事務処理等は、東京都都民安全総合対策本部総合推進部総合推進課が行う。

附則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年6月7日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

東京都都民安全総合対策本部長殿

「自転車安全利用推進事業者届出書」

事業者名			
代表者氏名			
所在地	〒 - 東京都		
電話及び Eメール			
自転車利用者数	通勤・業務も含め 10名以上・10名未満		
自転車安全 利用推進者	役 職	氏 名	選任年月日

取組内容について伺います

自転車安全利用 TOKYO セミナー の受講	受講済（ 年 月） 受講希望 5月・6月・7月・9月・10月・11月・12月・1月 ※後日変更は、可能です。定員を超える場合は、他の月に振り替えられることがあります。
研 修 事業者内規則	・事業者内研修の実施 年 月※別途「研修等実施報告書」をご提出下さい。 ・事業者内規則の制定 年 月※自転車通勤等に関する社内規則を制定して いる場合は、送付をお願いします。
備 考	（※事務局に御連絡がある場合は、その内容を御記入下さい。）

「自転車安全利用推進事業者認定申請書」
(優良推進事業者)

事業者名			
代表者氏名			
所在地	〒 - 東京都		
電話及び Eメール			
自転車利用者数	通勤・業務も含め 10名以上・10名未満		
自転車安全 利用推進者	役 職	氏 名	選任年月日
法令遵守状況	☐ 自転車安全利用推進事業者として相応しくない法令違反は無い。		

自転車安全利用 TOKYO セミナー の受講	受講済（ 年 月） 受講希望 5月・6月・7月・9月・10月・11月・12月・1月 ※後日変更は、可能です。定員を超える場合は、他の月に振り替えられることがあります。
研 修 事業者内規則	・事業者内研修の実施 年 月※別途「研修等実施報告書」をご提出下さい。 ・事業者内規則の制定 年 月※自転車通勤等に関する社内規則を制定して いる場合は、送付をお願いします。
備 考	（※事務局に御連絡がある場合は、その内容を御記入下さい。）

別記様式第2

令和 年 月 日

東京都都民安全総合対策本部長殿

事 業 者 名

「変更届出書」

会 社 名	
所 在 地	
変更した事項	
変更の内容	旧
	新
変更の理由	
変更年月日	

令和 年 月 日

東京都都民安全総合対策本部長殿

事 業 者 名

研修等実施報告書

研修等実施年月日	
研修等実施場所	
研修等実施対象者数	
研修等の内容	

※研修内容は、必要により写真等を添付して下さい。

※社内規則を制定した場合は、本様式に添付して報告してください。

※研修以外の自転車安全利用に関する取組についても本様式で報告して下さい。

記載例

別記様式第3

令和●●●年●●●月●●●日

東京都都民安全総合対策本部長殿

株式会社 ● ● ●

研修等実施報告書

研修等実施年月日	令和●●●年●●●月●●●日				
修 等 実 施 場 所	東京都●●●区●●●町●－●－● 株式会社●●●● 会議室内				
研修等実施対象者数	自転車通勤届出者及び希望者				
研 修 等 の 内 容	1 レジюме				
	No.	時 間		内 容	
	1	午後 2:30 から 午後 2:35 まで	5 分	主催者あいさつ	
	2	午後 2:35 から 午後 3:15 まで	40 分	講 義 1	都内の交通事故の状況と自転車の交通ルールについて
	3	午後 3:15 から 午後 3:45 まで	40 分	体験研修	自転車シミュレータによる交通安全教室
	4	午後 3:45 から 午後 3:50 まで	5 分	質 疑 応 答	
	5	午後 3:50 から 午後 4:00 まで	10 分	休 憩	
	6	午後 4:00 から 午後 4:55 まで	55 分	グループディスカッション	課題「社員の自転車事故を無くすために」
	7	午後 4:55 から 午後 5:00 まで	5 分	質 疑 応 答	
	2 実施状況				
※説明若しくは、写真を添付してください。					
※社内規則の制定を報告する場合は、「別紙のとおり」とし、社内規則を添付してください。					